

各 位

飲食店等に対する営業時間短縮等協力金に関するお知らせ

平素は、市政の推進に格別のご高配とご指導を賜り、厚く御礼申しあげます。

今般の緊急事態措置の延長に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮等協力金に関しまして、次のとおり、お知らせさせていただきます。

また、協力金の全体概要をお示したチラシを作成いたしましたので、ご参考に送付させていただきます。

ご多忙の中、恐れ入りますが、貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。

記

1 大阪府第5期協力金の申請受付開始（要請期間：4月25日～5月31日）

(1) 申請受付開始日

令和3年6月8日（火）から受付開始（令和3年7月19日（祝月）まで）

(2) 申請要件

期間中、要請を順守していること。感染防止ステッカーを導入していること等。

(3) 申請方法

申請は、下記の大阪府ホームページで受け付けます。

酒類提供飲食店への上乗せ額の申請は、府協力金の申請後に大阪市ホームページで受け付けます（ご案内が表示されます）。

大阪府 コロナ協力金 第5期

検索

2 酒類提供飲食店への支援（要請期間：6月1日～6月20日）

4/25～5/31の緊急事態措置期間に引き続き、大阪府協力金への上乗せについて延長します。

(1) 協力金額

日額1万円から最大2.5万円（府協力金と合わせ売上の5割相当を支援）

(2) 対象者の要件

- ① 大阪府の営業時間短縮等協力金の支給を受けていること
- ② 売上に占めるお酒の割合が20%以上であること
- ③ 売上日額10万円を超える大阪市内の店舗であること
- ④ 要請に応じたことにより、以前に行っていた11時から19時までの酒類提供をとりやめた施設であること

(お問合せ先)

【要請に関すること】	電話	06-7178-1398（土・日・祝日以外 9時30分～17時30分）
【協力金基本額に関すること】	電話	06-7166-9987（土・日・祝日以外 9時～18時）
【上乗せ額に関すること】	電話	06-6654-3553、06-6655-0711、06-6655-0820 （日・祝日以外 9時～17時30分）

(送信元)

大阪市経済戦略局産業振興課
電話 06-6615-3781